

旅客取扱関係規程類集 11 ICカード関係 ① ICカード取扱規則【新旧対照表】

【2021年3月27日より適用】

改 正	現 行
① ICカード取扱規則 2016. 4. 1 制定 2017. 4. 1 改正 2018. 3. 17 改正 2019. 3. 16 改正 2019. 9. 1 改正 2019. 10. 1 改正 2020. 3. 16 改正 2020. 6. 1 改正 2020. 10. 12 改正 <u>2021. 3. 27 改正</u> (目的) 第1条 (現行どおり) (用語の意義) 第2条 (1) (9) <u>(10)「レファレンスペーパー」とは、ICカードに付随し、その情報を記したもののことをいいます。</u> <u>※「リフェレンスペーパー」と表記されたものも存在しますが同等の効力があるものとして取扱います。</u> (適用範囲) 第3条 (7) <u>8 レファレンスペーパーにより他社の乗車券を付加しているICカードの当社線以外の運送等については、当該社局の運送約款等の定めによります。</u> (ICカード紛失等の再発行) 第13条 (使用方法) 第14条 (4) <u>5 レファレンスペーパーが付随するICカードを使用するときは、レファレンスペーパーを常に携帯し、係員の請求があれば呈示する必要があります。</u> (運賃の収受) 第15条 (効力) 第18条	① ICカード取扱規則 2016. 4. 1 制定 2017. 4. 1 改正 2018. 3. 17 改正 2019. 3. 16 改正 2019. 9. 1 改正 2019. 10. 1 改正 2020. 3. 16 改正 2020. 6. 1 改正 2020. 10. 12 改正 (目的) 第1条 (省 略) (用語の意義) 第2条 (1) (9) (10) (省 略) (新 設) (適用範囲) 第3条 (7) 8 (省 略) (新 設) (ICカード紛失等の再発行) 第13条 (使用方法) 第14条 (4) 5 (省 略) (新 設) (運賃の収受) 第15条 (効力) 第18条

※下線部が変更箇所です

改 正	現 行
(利用履歴の確認) 第 19 条 ↳ (現行どおり) (4) 2 ↳ (現行どおり) (3) (4) IC 定期券や<u>レファレンスペーパー</u>の券面表示の通 用期間内における券面表示区間内での利用履歴 (5) (現行どおり) (6) (現行どおり) (使用上の制限事項) 第 20 条 ↳ (現行どおり) (列車運行不能時等の取扱い) 第 31 条 附 則 (現行どおり) 別表第 1 号 (第 9 条関係) (現行どおり) 別表第 2 号 (第 16 条関係) (現行どおり) —	(利用履歴の確認) 第 19 条 ↳ (省 略) (4) 2 ↳ (省 略) (3) (4) IC 定期券の券面表示の通用期間内における券面表 示区間内での利用履歴 (5) (省 略) (6) (省 略) (使用上の制限事項) 第 20 条 ↳ (省 略) (列車運行不能時等の取扱い) 第 31 条 附 則 (省 略) 別表第 1 号 (第 9 条関係) (省 略) 別表第 2 号 (第 16 条関係) (省 略)

※下線部が変更箇所です